

会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市消費生活審議会被害救済部会 (第1回)		
事務局 (担当課)	消費生活総合センター 電話042-775-1779 (直通)		
開催日時	令和6年9月5日(木) 午後3時10分～午後4時20分		
開催場所	相模原市立橋本公民館 中会議室		
出席者	委員	5人(別紙のとおり)	
	その他	0人	
	事務局	3人(消費生活総合センター所長、ほか2人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 議 事 (1) 部会長及び部会長代理の選出 (2) 被害救済部会の運用について 2 その他		

議 事 の 要 旨

相模原市消費生活審議会被害救済部会（以下、「被害救済部会」という。）の開催に先立ち、消費生活総合センター所長から挨拶を行った後、議事に沿って進められた。

1 議 事

(1) 部会長及び部会長代理の選出

「相模原市消費生活審議会被害救済部会設置要綱（以下、「要綱」という。）」第4条第1項の規定に基づき互選により、町村委員が部会長として決定した。

また、要綱第4条第3項の規定により、町村部会長からの指名によって、松崎委員が部会長代理に選出された。

(2) 被害救済部会の運用について

事務局から、令和5年度第3回相模原市消費生活審議会までの内容を反映させた「相模原市消費生活審議会被害救済部会運営基準（以下、「運営基準」という。）」及び、「相模原市消費生活審議会被害救済部会運用マニュアル（以下、「運用マニュアル」という。）」が、令和6年度第1回相模原市消費生活審議会で確定することとなり、初版確定版として、運用を開始する旨の説明をした。

また、被害救済部会の運営の流れについて、運営基準及び運用マニュアルを基に事務局から説明した。

【主な意見等】

（木村委員）被害救済部会の資料送付については、特定記録郵便で行うとあるが、内容証明みたいなものか。

（事務局）郵便物の引き受けや配達状況を追跡できるサービスである。

（木村委員）内容証明付き郵便と同じか。

（事務局）配達状況を追跡できるものであり、内容証明付き郵便とは異なる。

（横山委員）被害救済部会の開催3回は、どの程度の間隔で開催するのか。

（事務局）現在のところ、暫定的であるが、標準処理期間として120日以内として想定している。この内、60日間は被害救済部会としてヒアリング等を行う期間と想定しており、ヒアリングは申出人と事業者に対し、原則各2回ずつ行う想定であるが、可能な限り短期間で解決ができるよう努める。

（町村部会長）運用マニュアル6頁の「11. 結果の報告」と「12. 結果の通知」について、部会長から審議会長に対しあっせん等の結果を報告した後に、申出人及び契約事業者へに通知するのでは、時間が掛かり過ぎではないか。

（事務局）申出人及び契約事業者への通知は、審議会長への報告後となっているが、実務上は申出人及び契約事業者への通知が先であり、審議会長への報告は事後

の報告又は、審議会開催時とは別に、審議会長及び副会長へ結果報告を行うことを想定している。

(町村部会長) 申出書の提出がされてあつせん等を行うことになった場合、市長から審議会長への付託及び、審議会長から直ちに被害救済部会の招集をするとなっているが、運用マニュアル通りなら手続きに時間を要するが、実務上はどうか。

(事務局) 実務上は、事務局で申出書を受領後、審議会長、副会長及び部会長へあつせん等の申出があつた旨を連絡し、即時に被害救済部会の開催に向けた手続きを行う流れを想定している。

(横山委員) 被害救済部会については、必ず対面で開催する認識か。オンラインによる開催もあるか。

(事務局) 個人情報の取扱い等の課題もあり、現在のところ、オンラインでの開催は考えていない。

(町村部会長) 運用マニュアル及びフロー図について、事務局の動きについては詳細が記載されているが、ヒアリングを行う部会委員の動きや、申出人及び契約事業者の合意等について、追記した方がよいのではないか。

(事務局) 承知した。

(前山委員) 消費生活相談員による解決が困難と見込まれる事案の大半については、事業者と連絡が取れないといったことが多いと感じる。また、契約者と事業者が対等な立場で会話できる状況は、既に解決ができる可能性が高いのではないかと思う。被害救済部会の中でなくてもいいが、事例研究の場などで、消費生活相談員が解決困難な案件を気軽に相談できるような仕組みはできないか。または、そういった仕組みはあるのか。

(事務局) 消費生活相談員の相談場所として、弁護士相談の契約をしており、月1回消費生活相談員から、抱える事案について法解釈などの相談を行う体制は構築している。今回の運用マニュアルについては、消費生活相談員が被害救済部会に相談できる仕組みは規定していないが、有用性は高いと感じるため、検討する。

2 その他

特になし

以上

※資料一覧

資料 相模原市消費生活審議会被害救済部会運営基準

資料 相模原市消費生活審議会被害救済部会運営基準【様式集】

資料 相模原市消費生活審議会被害救済部会運用マニュアル

資料 相模原市消費生活審議会被害救済部会運用マニュアル（フロー図）

相模原市消費生活審議会被害救済部会委員出欠席名簿

(五十音順、敬称略)

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	木 村 郁 子	さがみはら消費者の会 会長		出席
2	小 谷 馨	神奈川県弁護士会 副会長		欠席
3	前 山 善 憲	相模原市商店連合会 会長		出席
4	町 村 泰 貴	成城大学法学部 教授	部会長	出席
5	松 崎 吉之助	相模女子大学人間社会学部 准教授	部会長代理	出席
6	横 山 正 美	神奈川県司法書士会		出席